

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(501037)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	21
4 【経営上の重要な契約等】	21
5 【研究開発活動】	21
第3 【設備の状況】	22
1 【主要な設備の状況】	22
2 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
(1) 【株式の総数等】	23
① 【株式の総数】	23
② 【発行済株式】	23
(2) 【新株予約権等の状況】	23
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	27
(4) 【大株主の状況】	27
(5) 【議決権の状況】	28
① 【発行済株式】	28
② 【自己株式等】	28
2 【株価の推移】	28
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【中間連結財務諸表等】	30
(1) 【中間連結財務諸表】	30
① 【中間連結貸借対照表】	30
② 【中間連結損益計算書】	32

③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】	33
④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	35
【事業の種類別セグメント情報】	56
【所在地別セグメント情報】	56
【国際業務経常収益】	56
(2) 【その他】	57
2 【中間財務諸表等】	58
(1) 【中間財務諸表】	58
① 【中間貸借対照表】	58
② 【中間損益計算書】	60
③ 【中間株主資本等変動計算書】	61
(2) 【その他】	71
第6 【提出会社の参考情報】	72
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	73
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月19日
【中間会計期間】	第146期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 小川 是
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045)225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03)3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 高橋 和博
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結会計期間	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	129,443	116,537	125,743	260,599	246,043
連結経常利益	百万円	43,875	45,852	51,553	96,482	102,769
連結中間純利益	百万円	26,725	29,139	31,333	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	57,706	60,852
連結純資産額	百万円	559,458	621,694	721,593	596,886	680,342
連結総資産額	百万円	9,988,413	10,461,821	10,746,746	10,690,128	10,802,190
1株当たり純資産額	円	394.30	442.05	483.80	422.95	484.27
1株当たり中間純利益	円	20.34	20.65	22.34	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	42.22	43.18
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	17.93	20.63	22.29	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	39.64	43.08
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.97	10.93	10.45	10.95	11.00
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	△28,113	△270,279	△969	258,759	△329,590
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	△29,141	185,577	93,078	△147,572	55,675
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	△109,299	△35,521	△43,882	△114,290	△13,547
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	380,441	423,658	304,623	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	543,900	256,402
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,826 [3,974]	3,817 [4,022]	4,048 [4,047]	3,696 [3,959]	3,745 [3,969]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第144期中	第145期中	第146期中	第144期	第145期
決算年月		平成16年 9 月	平成17年 9 月	平成18年 9 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月
経常収益	百万円	125,630	113,978	122,938	253,791	240,192
経常利益	百万円	42,936	44,960	50,390	96,218	101,166
中間純利益	百万円	26,439	28,623	31,294	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	57,536	60,255
資本金	百万円	214,832	214,944	215,305	214,862	215,179
発行済株式総数	千株	普通株式 1,419,846 優先株式 30,000	普通株式 1,407,329	普通株式 1,405,811	普通株式 1,419,977 優先株式 30,000	普通株式 1,405,303
純資産額	百万円	560,475	622,126	676,885	597,875	680,544
総資産額	百万円	9,794,111	10,265,509	10,498,980	10,483,610	10,536,209
預金残高	百万円	8,802,198	9,092,126	9,300,356	9,286,512	9,435,603
貸出金残高	百万円	7,510,253	7,850,550	8,133,184	7,792,435	8,124,729
有価証券残高	百万円	1,299,536	1,263,018	1,307,060	1,431,209	1,362,042
1 株当たり配当額	円	普通株式 — 第一回優先株式 —	普通株式 —	普通株式 3.50	普通株式 8.50 第一回優先株式 —	普通株式 9.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.90	10.89	10.42	10.91	10.94
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,933 [392]	2,935 [361]	3,121 [370]	2,832 [389]	2,905 [355]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年 9 月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。
3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の 2 の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
4. 第144期(平成17年 3 月)の 1 株当たり配当金のうち1.50円は特別配当であります。
5. 第145期(平成18年 3 月)の 1 株当たり配当金のうち2.00円は特別配当であります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、Yokohama Finance Cayman Limitedにつきましては、清算により当行の関係会社に該当しないこととなっております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	4,048 [4,047]
---------	------------------

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,156人を含んでおりません。

2．臨時従業員数は、[] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	3,121 [370]
---------	----------------

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員385人を含んでおりません。

なお、取締役を兼任しない執行役員11人を含んでおります。

2．臨時従業員数は、[] 内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3．当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は2,921人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済を振り返りますと、企業部門と家計部門にバランス良く支えられながら、景気は緩やかに回復しました。すなわち、海外経済の拡大を受けて輸出の増加が続き、また高水準の企業収益などを背景に設備投資が堅調に推移しました。こうした企業部門の好調さは雇用や賃金の増加を通じて家計部門にも緩やかに波及し、個人消費は夏場の天候不順により一時弱含みながらも、雇用者所得の増加を背景に総じて底堅い動きを示しました。この間、堅調な民間需要に支えられて、生産面でも増加傾向が続くという好循環が見られました。

金融面を見ますと、日本銀行のゼロ金利政策が7月に解除されたことを受けて、短期金利は水準を切り上げました。一方、長期金利は日本銀行の利上げ観測を背景に一時上昇しましたが、その後、早期の追加利上げ観測が後退したことなどから期末にかけて低下しました。

神奈川県経済につきましては、設備投資が自治体の誘致策などを背景に高い伸びを維持するとともに、個人消費も雇用・所得情勢の改善を受けて総じて底堅く推移し、民間需要主導の自律的な景気回復局面が続きました。また、弱含んでいた輸出が夏場にかけて持ち直したことなどから、県内の生産活動も次第に上向きの動きが明瞭となりました。

こうした経済金融環境のもとで、「お客さまから強く支持され、進化を続けるベスト・リージョナルバンク」の実現を目指し、当行グループの強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めましたが、公共部門を中心とする季節的要因などにより、当中間連結会計期間中に1,361億円減少し、当中間連結会計期間末残高は9兆2,722億円となりました。このうち、定期性預金は当中間連結会計期間中に343億円増加し、当中間連結会計期間末残高は3兆550億円となりました。

貸出金は、個人並びに中小企業を中心に取引拡大に努めた結果、当中間連結会計期間中に83億円増加し、当中間連結会計期間末残高は8兆1,336億円となりました。

有価証券は、当中間連結会計期間中に548億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆3,086億円となりました。

総資産は、当中間連結会計期間中に554億円減少し、当中間連結会計期間末残高は10兆7,467億円となりました。

損益につきましては、貸出金利息、有価証券利息配当金が増加したことや、保有株式の売却により株式等売却益が大幅に増加したことなどから、経常収益は前中間連結会計期間に比べ92億6百万円増加し、1,257億4千3百万円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用、営業経費が増加したことなどから、前中間連結会計期間に比べ35億5百万円増加し、741億9千万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間は、経常利益が前中間連結会計期間に比べ57億1百万円増加し、515億5千3百万円に、中間純利益が前中間連結会計期間に比べ21億9千4百万円増加し、313億3千3百万円となりました。

また、当中間連結会計期間末の国内基準による自己資本比率は、10.45%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している当行及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、営業による収入と預金減少などの支出がほぼ均衡し、9億6千9百万円の支出（前中間連結会計期間は2,702億7千9百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得を上回る償還・売却があったため、930億7千8百万円の収入（前中間連結会計期間は1,855億7千7百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後特約付社債の償還などにより438億8千2百万円の支出（前中間連結会計期間は355億2千1百万円の支出）となりました。

また、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ1,190億3千5百万円減少し、3,046億2千3百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、前年同期比 1 億38百万円増加して815億51百万円、役務取引等収支は、前年同期比 5 億62百万円減少して205億66百万円、特定取引収支は、3 億68百万円、その他業務収支は、42億32百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	81,413	—	—	81,413
	当中間連結会計期間	80,944	606	—	81,551
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	84,787	3	3	84,787
	当中間連結会計期間	87,569	606	606	87,569
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,374	3	3	3,374
	当中間連結会計期間	6,625	—	606	6,018
役務取引等収支	前中間連結会計期間	21,130	—	1	21,128
	当中間連結会計期間	20,569	△3	—	20,566
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	23,648	7	1	23,654
	当中間連結会計期間	23,887	0	—	23,887
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,517	7	—	2,525
	当中間連結会計期間	3,318	3	—	3,321
特定取引収支	前中間連結会計期間	171	—	—	171
	当中間連結会計期間	368	—	—	368
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	171	—	—	171
	当中間連結会計期間	407	—	—	407
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	39	—	—	39
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,179	—	—	2,179
	当中間連結会計期間	4,232	—	—	4,232
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	5,804	—	—	5,804
	当中間連結会計期間	4,746	—	—	4,746
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	3,625	—	—	3,625
	当中間連結会計期間	514	—	—	514

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比4,812億47百万円増加して9兆9,182億74百万円となりました。受取利息合計は前年同期比27億82百万円増加して875億69百万円となり、利回りは前年同期比0.03%低下して1.76%となりました。

また、資金調達勘定の平均残高は、前年同期比2,886億17百万円増加して9兆6,140億12百万円となりました。支払利息合計は前年同期比26億44百万円増加して60億18百万円となり、利回りは前年同期比0.05%上昇して0.12%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,437,029	84,787	1.79
	当中間連結会計期間	9,919,274	87,569	1.76
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,805,276	76,128	1.94
	当中間連結会計期間	8,247,143	77,154	1.86
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,114,622	5,786	1.03
	当中間連結会計期間	1,198,042	6,615	1.10
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	221,597	376	0.33
	当中間連結会計期間	57,657	279	0.96
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,084	1	0.11
うち預け金	前中間連結会計期間	50,038	447	1.78
	当中間連結会計期間	80,810	865	2.13
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,325,396	3,374	0.07
	当中間連結会計期間	9,655,012	6,625	0.13
うち預金	前中間連結会計期間	9,004,684	1,865	0.04
	当中間連結会計期間	9,305,651	4,182	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	86,751	8	0.02
	当中間連結会計期間	92,822	32	0.06
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	124,374	6	0.01
	当中間連結会計期間	139,710	159	0.22
うち借入金	前中間連結会計期間	34,359	313	1.81
	当中間連結会計期間	62,516	790	2.52

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,000	3	0.78
	当中間連結会計期間	41,000	606	2.95
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,000	3	0.78
	当中間連結会計期間	41,000	606	2.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	0	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,000	3	0.78
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

（注）１．海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

３．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,438,029	1,001	9,437,027	84,791	3	84,787	1.79
	当中間連結会計期間	9,960,274	42,000	9,918,274	88,176	606	87,569	1.76
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,806,276	1,000	7,805,276	76,132	3	76,128	1.94
	当中間連結会計期間	8,288,143	41,000	8,247,143	77,761	606	77,154	1.86
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,114,622	1	1,114,621	5,786	—	5,786	1.03
	当中間連結会計期間	1,198,042	1,000	1,197,042	6,615	—	6,615	1.10
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	221,597	—	221,597	376	—	376	0.33
	当中間連結会計期間	57,657	—	57,657	279	—	279	0.96
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,084	—	3,084	1	—	1	0.11
うち預け金	前中間連結会計期間	50,038	—	50,038	447	—	447	1.78
	当中間連結会計期間	80,810	0	80,810	865	—	865	2.13
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,326,396	1,000	9,325,395	3,377	3	3,374	0.07
	当中間連結会計期間	9,655,012	41,000	9,614,012	6,625	606	6,018	0.12
うち預金	前中間連結会計期間	9,004,684	0	9,004,683	1,865	—	1,865	0.04
	当中間連結会計期間	9,305,651	0	9,305,651	4,182	—	4,182	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	86,751	—	86,751	8	—	8	0.02
	当中間連結会計期間	92,822	—	92,822	32	—	32	0.06
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	124,374	—	124,374	6	—	6	0.01
	当中間連結会計期間	139,710	—	139,710	159	—	159	0.22
うち借入金	前中間連結会計期間	34,359	1,000	33,359	313	3	309	1.85
	当中間連結会計期間	62,516	41,000	21,516	790	606	183	1.70

（注） 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、238億87百万円となりました。

一方、役務取引等費用につきましては33億21百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は205億66百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	23,648	7	1	23,654
	当中間連結会計期間	23,887	0	—	23,887
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	9,597	—	—	9,597
	当中間連結会計期間	8,925	—	—	8,925
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,816	—	—	5,816
	当中間連結会計期間	5,746	—	—	5,746
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,740	—	—	2,740
	当中間連結会計期間	3,731	—	—	3,731
うち代理業務	前中間連結会計期間	968	—	—	968
	当中間連結会計期間	791	—	—	791
うち保護預り・貸金 庫業務	前中間連結会計期間	18	—	—	18
	当中間連結会計期間	14	—	—	14
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,829	—	—	1,829
	当中間連結会計期間	1,891	—	—	1,891
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,517	7	—	2,525
	当中間連結会計期間	3,318	3	—	3,321
うち為替業務	前中間連結会計期間	986	—	—	986
	当中間連結会計期間	975	—	—	975

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に4億7百万円となり、一方、特定取引費用は、特定金融派生商品費用が39百万円となりました。

この結果、特定取引収支は3億68百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引収益	前中間連結会計期間	171	—	—	171
	当中間連結会計期間	407	—	—	407
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	135	—	—	135
	当中間連結会計期間	359	—	—	359
うち特定金融派生 商品収益	前中間連結会計期間	32	—	—	32
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定 取引収益	前中間連結会計期間	2	—	—	2
	当中間連結会計期間	48	—	—	48
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	39	—	—	39
うち特定金融派生 商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	39	—	—	39

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末の特定取引資産は、商品有価証券を中心に、693億1百万円となり、一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に、28億96百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	28,380	—	—	28,380
	当中間連結会計期間	69,301	—	—	69,301
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	14,388	—	—	14,388
	当中間連結会計期間	39,464	—	—	39,464
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1	—	—	1
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	1,992	—	—	1,992
	当中間連結会計期間	2,843	—	—	2,843
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	11,999	—	—	11,999
	当中間連結会計期間	26,991	—	—	26,991
特定取引負債	前中間連結会計期間	2,160	—	—	2,160
	当中間連結会計期間	2,896	—	—	2,896
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	8	—	—	8
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	2,160	—	—	2,160
	当中間連結会計期間	2,888	—	—	2,888

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	9,065,178	—	0	9,065,177
	当中間連結会計期間	9,272,214	—	0	9,272,214
うち流動性預金	前中間連結会計期間	5,801,695	—	—	5,801,695
	当中間連結会計期間	6,082,423	—	—	6,082,423
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,076,094	—	—	3,076,094
	当中間連結会計期間	3,055,005	—	—	3,055,005
うちその他	前中間連結会計期間	187,387	—	0	187,386
	当中間連結会計期間	134,785	—	0	134,785
譲渡性預金	前中間連結会計期間	114,075	—	—	114,075
	当中間連結会計期間	75,619	—	—	75,619
総合計	前中間連結会計期間	9,179,253	—	0	9,179,252
	当中間連結会計期間	9,347,833	—	0	9,347,833

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年 9月30日		平成18年 9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	7,850,540	100.00	8,133,609	100.00
製造業	816,931	10.41	901,124	11.08
農業	7,209	0.09	6,939	0.09
林業	86	0.00	78	0.00
漁業	3,750	0.05	5,863	0.07
鉱業	4,035	0.05	3,288	0.04
建設業	294,720	3.75	293,916	3.61
電気・ガス・熱供給・水道業	11,350	0.14	12,295	0.15
情報通信業	40,180	0.51	62,343	0.77
運輸業	344,532	4.39	352,418	4.33
卸売・小売業	635,331	8.09	681,000	8.37
金融・保険業	382,489	4.87	353,237	4.34
不動産業	996,440	12.69	1,083,846	13.33
各種サービス業	855,226	10.89	908,176	11.17
地方公共団体	85,941	1.09	82,490	1.01
その他	3,372,316	42.98	3,386,594	41.64
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	7,850,540	—	8,133,609	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成17年９月30日現在及び平成18年９月30日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	461,781	—	—	461,781
	当中間連結会計期間	533,035	—	—	533,035
地方債	前中間連結会計期間	97,828	—	—	97,828
	当中間連結会計期間	71,336	—	—	71,336
社債	前中間連結会計期間	406,474	—	—	406,474
	当中間連結会計期間	360,607	—	—	360,607
株式	前中間連結会計期間	225,828	—	—	225,828
	当中間連結会計期間	258,310	—	—	258,310
その他の証券	前中間連結会計期間	72,913	—	1	72,911
	当中間連結会計期間	86,367	—	1,000	85,367
合計	前中間連結会計期間	1,264,826	—	1	1,264,824
	当中間連結会計期間	1,309,658	—	1,000	1,308,658

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	101,358	102,204	846
経費 (除く臨時処理分) (△)	42,738	44,088	1,350
人件費 (△)	14,893	15,539	646
物件費 (△)	24,723	25,345	622
税金 (△)	3,121	3,203	82
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	58,619	58,115	△504
一般貸倒引当金繰入額 (△)	—	△280	△280
業務純益	58,619	58,395	△224
うち債券関係損益	△2,151	539	2,690
臨時損益	△13,659	△8,005	5,654
株式関係損益	△220	6,707	6,927
不良債権処理額 (△)	13,210	13,142	△68
貸出金償却 (△)	12,228	9,636	△2,592
個別貸倒引当金繰入額 (△)	—	3,364	3,364
延滞債権等売却損 (△)	947	81	△866
その他 (△)	34	59	25
その他臨時損益	△228	△1,570	△1,342
経常利益	44,960	50,390	5,430
特別損益	2,703	1,424	△1,279
償却債権取立益	1,477	1,801	324
貸倒引当金戻入益	1,454	—	△1,454
固定資産処分損益	△122	△352	△230
減損損失 (△)	105	24	△81
税引前中間純利益	47,663	51,814	4,151
法人税、住民税及び事業税 (△)	10,225	18,492	8,267
法人税等調整額 (△)	8,814	2,028	△6,786
中間純利益	28,623	31,294	2,671
与信費用	11,756	12,862	1,106
実質与信費用	10,278	11,061	783

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

7. 与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額 - 貸倒引当金戻入益

8. 実質与信費用 = 与信費用 - 償却債権取立益

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.76	1.71	△0.05
（イ）貸出金利回	1.94	1.86	△0.08
（ロ）有価証券利回	0.92	0.98	0.06
(2) 資金調達原価 ②	0.93	0.96	0.03
（イ）預金等利回	0.01	0.04	0.03
（ロ）外部負債利回	0.39	0.35	△0.04
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.83	0.75	△0.08

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借用金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	19.21	17.12	△2.09
業務純益ベース	19.21	17.21	△2.00
中間純利益ベース	9.38	9.22	△0.16

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（未残）	9,092,126	9,300,356	208,230
預金（平残）	9,032,875	9,333,334	300,459
貸出金（未残）	7,850,550	8,133,184	282,634
貸出金（平残）	7,806,468	8,246,641	440,173

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	6,992,797	7,178,670	185,873
法人	1,752,278	1,785,709	33,431
公金	240,906	258,436	17,530
金融機関	106,142	75,181	△30,961
合計	9,092,126	9,297,998	205,872

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	3,309,966	3,380,890	70,924
住宅ローン残高	2,995,148	3,053,403	58,255
その他ローン残高	314,818	327,487	12,669

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	6,256,355	6,514,707	258,352
総貸出金残高	② 百万円	7,850,550	8,133,184	282,634
中小企業等貸出金比率	①/② %	79.69	80.10	0.41
中小企業等貸出先件数	③ 件	394,138	387,333	△6,805
総貸出先件数	④ 件	395,065	388,305	△6,760
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.77	99.75	△0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	5	30	5	42
信用状	279	1,843	272	3,097
保証	1,950	128,443	1,903	116,245
計	2,234	130,317	2,180	119,386

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	214,944	215,305
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	176,563	176,925
	利益剰余金	161,437	208,573
	自己株式（△）	680	6,564
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	5,115
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△0	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	3,948	44,785
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	40,000
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	704
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	939	—
	計 (A)	555,273	633,204
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注) 1	—	40,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45% 相当額	24,628	24,857
	一般貸倒引当金	21,664	20,331
	負債性資本調達手段等	95,000	54,000
	うち永久劣後債務（注）2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	95,000	54,000
	計	141,292	99,188
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	141,292	99,188
	控除項目（注）4 (C)	1,298	4,414
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	695,267	727,977
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,114,506	6,673,199
	オフ・バランス取引項目	241,479	286,492
	計 (E)	6,355,986	6,959,691
連結自己資本比率（国内基準）= D / E × 100（%）		10.93	10.45

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	214,944	215,305
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	176,560	176,921
	その他資本剰余金	3	3
	利益準備金	38,383	38,383
	その他利益剰余金	—	170,720
	任意積立金	91,691	—
	中間未処分利益	32,013	—
	その他	△0	40,220
	自己株式（△）	680	6,564
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	5,115
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	計 (A)	552,915	629,875
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注）1	—	40,000
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	24,628	24,857
	一般貸倒引当金	16,755	14,797
	負債性資本調達手段等	95,000	54,000
	うち永久劣後債務（注）2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	95,000	54,000
	計	136,384	93,654
	うち自己資本への算入額 (B)	136,384	93,654
控除項目	控除項目（注）4 (C)	851	851
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	688,448	722,679
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,112,083	6,673,703
	オフ・バランス取引項目	209,270	258,494
	計 (E)	6,321,354	6,932,197
単体自己資本比率（国内基準）＝D／E×100（％）		10.89	10.42

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(※) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成18年7月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	273	225
危険債権	1,464	1,407
要管理債権	507	491
正常債権	77,682	80,537

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

金融界におきましては、メガバンクのリテールマーケットへの積極攻勢に加え、規制緩和の進展や郵政民営化の動きなどにより、各金融機関が業態を超えてサービスの質を競い合う「大競争時代」を迎えております。さらに、地域金融機関につきましては、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化・金融の円滑化という役割を果たすことがいっそう求められております。

このような環境のなか、当行グループは、中期経営計画「Go Forward!」の2年目として、リージョナル・リテール戦略をいっそう強化することにより、収益力や財務体質だけでなく、金融サービス、お客さまの満足度などあらゆる面でさらなる「前進」を実現し、地域のお客さまやマーケットからの評価を高めていくよう努めてまいり所存であります。

さらに、コンプライアンス態勢の強化、リスクマネジメントの高度化並びに業務の合理化・効率化に対しこれまで以上に積極的に取り組むとともに、地元中小企業への創業・新事業支援や再生支援活動などをおして、地域経済の発展に貢献してまいります。

こうした努力をおして地域のお客さまや株主の皆さまにとっての存在感すなわち企業価値を高めることにより、「お客さまから強く支持され、進化を続けるベスト・リージョナルバンク」の実現を目指してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	田町支店	東京都港区	店舗	—	277	平成18年9月

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 （株） （平成18年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成18年12月19日）	上場証券取引所名	内容
普通株式	1,405,811,054	1,405,941,054	東京証券取引所 （市場第1部）	（注）1，2
計	1,405,811,054	1,405,941,054	—	—

（注）1．権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2．提出日現在発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	369	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

② 平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	770,000	732,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

③ 平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,075,000	1,059,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

④ 平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,200	1,188
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200,000	1,188,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

⑤ 平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	979	934
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	979,000	934,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

⑥ 平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,104	2,085
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,104,000	2,085,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

⑦ 平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,379	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,379,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も 権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注)	508	1,405,811	126,603	215,305,778	126,456	176,921,850

(注) 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の権利行使による当中間会計期間中の合計数・額であります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	75,286	5.35
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	64,922	4.61
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行宛町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	51,457	3.66
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフ ィスタワーZ棟)	36,494	2.59
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフ ィスタワーZ棟)	36,494	2.59
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託 者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフ ィスタワーZ棟	36,494	2.59
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行宛町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	30,406	2.16
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,710	1.89
ザチェースマンハッタンバンクエヌ エイロンドンエスエルオムニバスア カウント (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行宛町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	21,997	1.56
三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託口)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	16,059	1.14
計	—	396,321	28.19

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 7,186,000	—	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,393,034,000	1,393,010	同上
単元未満株式	普通株式 5,591,054	—	1 単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	1,405,811,054	—	—
総株主の議決権	—	1,393,010	—

（注） 上記の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が22,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個は含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみ らい3丁目1番1号	7,186,000	—	7,186,000	0.51
計	—	7,186,000	—	7,186,000	0.51

（注） 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	980	928	888	952	975	935
最低（円）	879	776	722	866	905	869

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4. 前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		441,945	4.22	364,972	3.40	305,844	2.83
コールローン及び買入手形		100,464	0.96	—	—	19,900	0.18
買入金銭債権		237,114	2.27	295,390	2.75	304,277	2.82
特定取引資産		28,380	0.27	69,301	0.64	28,386	0.26
有価証券	※1,7	1,264,824	12.09	1,308,658	12.18	1,363,469	12.62
貸出金	※2,3,4, 5,6,7,8	7,850,540	75.04	8,133,609	75.68	8,125,307	75.22
外国為替	※6	5,500	0.05	4,058	0.04	5,324	0.05
その他資産	※7,9	94,750	0.91	105,494	0.98	172,023	1.59
動産不動産	※7,10 11,12	138,929	1.33	—	—	139,400	1.29
有形固定資産	※10,11,12	—	—	132,872	1.24	—	—
無形固定資産		—	—	13,364	0.12	—	—
繰延税金資産		32,146	0.31	6,850	0.06	5,597	0.05
連結調整勘定		939	0.01	—	—	822	0.01
支払承諾見返		327,492	3.13	369,440	3.44	394,032	3.65
貸倒引当金		△61,208	△0.59	△57,266	△0.53	△62,194	△0.57
資産の部合計		10,461,821	100.00	10,746,746	100.00	10,802,190	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	9,065,177	86.65	9,272,214	86.28	9,408,379	87.10
譲渡性預金		114,075	1.09	75,619	0.71	41,661	0.39
コールマネー及び売渡手形		373	0.00	21,037	0.20	293	0.00
特定取引負債		2,160	0.02	2,896	0.03	5,124	0.05
借入金	※13	33,409	0.32	16,363	0.15	17,359	0.16
外国為替		60	0.00	188	0.00	99	0.00
社債	※14	66,000	0.63	40,000	0.37	65,000	0.60
その他負債		204,526	1.96	204,606	1.90	115,037	1.06
退職給付引当金		83	0.00	55	0.00	88	0.00
繰延税金負債		—	—	—	—	7,478	0.07
再評価に係る繰延税金負債	※10	22,736	0.22	22,730	0.21	22,736	0.21
支払承諾		327,492	3.13	369,440	3.44	394,032	3.65
負債の部合計		9,836,096	94.02	10,025,152	93.29	10,077,290	93.29
(少数株主持分)							
少数株主持分		4,030	0.04	—	—	44,557	0.41
(資本の部)							
資本金		214,944	2.05	—	—	215,179	1.99
資本剰余金		176,563	1.69	—	—	176,798	1.64
利益剰余金		161,437	1.54	—	—	189,923	1.76
土地再評価差額金	※10	31,993	0.31	—	—	32,516	0.30
その他有価証券評価差額金		37,436	0.36	—	—	66,396	0.61
為替換算調整勘定		△0	△0.00	—	—	△0	△0.00
自己株式		△680	△0.01	—	—	△471	△0.00
資本の部合計		621,694	5.94	—	—	680,342	6.30
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		10,461,821	100.00	—	—	10,802,190	100.00
(純資産の部)							
資本金		—	—	215,305	2.00	—	—
資本剰余金		—	—	176,925	1.65	—	—
利益剰余金		—	—	208,573	1.94	—	—
自己株式		—	—	△6,564	△0.06	—	—
株主資本合計		—	—	594,239	5.53	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	49,989	0.46	—	—
繰延ヘッジ損益		—	—	△79	△0.00	—	—
土地再評価差額金	※10	—	—	32,507	0.30	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	82,417	0.76	—	—
少数株主持分		—	—	44,936	0.42	—	—
純資産の部合計		—	—	721,593	6.71	—	—
負債及び 純資産の部合計		—	—	10,746,746	100.00	—	—

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)		前連結会計年度の要約連結損 益計算書 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益	※ 1	116,537	100.00	125,743	100.00	246,043	100.00
資金運用収益		84,787		87,569		173,324	
(うち貸出金利息)		(76,128)		(77,154)		(151,048)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,786)		(6,615)		(16,024)	
役務取引等収益		23,654		23,887		51,398	
特定取引収益		171		407		385	
その他業務収益		5,804		4,746		15,257	
その他経常収益		2,120		9,131		5,678	
経常費用	※ 2	70,685	60.65	74,190	59.00	143,274	58.23
資金調達費用		3,374		6,018		6,865	
(うち預金利息)		(1,865)		(4,182)		(4,220)	
役務取引等費用		2,525		3,321		7,672	
特定取引費用		—		39		—	
その他業務費用		3,625		514		9,709	
営業経費		44,668		46,435		90,791	
その他経常費用		16,491		17,861		28,235	
経常利益	※ 3	45,852	39.35	51,553	41.00	102,769	41.77
特別利益		3,392	2.91	2,617	2.08	4,937	2.01
特別損失		228	0.20	377	0.30	557	0.23
税金等調整前中間 (当期) 純利益		49,017	42.06	53,793	42.78	107,148	43.55
法人税、住民税及び事業税		10,456	8.97	19,141	15.22	22,246	9.04
法人税等調整額		8,943	7.67	2,513	2.00	23,140	9.41
少数株主利益		478	0.41	804	0.64	909	0.37
中間 (当期) 純利益		29,139	25.01	31,333	24.92	60,852	24.73

③【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】
 (中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結剰余金 計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		176,482	176,482
資本剰余金増加高		81	316
増資による新株の発行		81	316
自己株式処分差益		0	0
資本剰余金中間期末 (期末) 残高		176,563	176,798
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		170,107	170,107
利益剰余金増加高		29,194	60,852
中間 (当期) 純利益		29,139	60,852
土地再評価差額金の取崩 による増加高		54	—
利益剰余金減少高		37,864	41,037
配当金		11,994	11,994
役員賞与		49	49
自己株式消却額		25,820	28,525
土地再評価差額金の取崩 による減少高		—	467
利益剰余金中間期末 (期末) 残高		161,437	189,923

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	215,179	176,798	189,923	△471	581,429
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	126	126			253
剰余金の配当(注)			△12,643		△12,643
役員賞与(注)			△48		△48
中間純利益			31,333		31,333
自己株式の取得				△6,098	△6,098
自己株式の処分		△0		5	5
土地再評価差額金の取崩			8		8
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	126	126	18,650	△6,092	12,810
平成18年9月30日 残高 (百万円)	215,305	176,925	208,573	△6,564	594,239

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	評価・換算差 額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	66,396	—	32,516	△0	98,912	44,557	724,899
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行							253
剰余金の配当(注)							△12,643
役員賞与(注)							△48
中間純利益							31,333
自己株式の取得							△6,098
自己株式の処分							5
土地再評価差額金の取崩							8
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△16,407	△79	△8	0	△16,495	378	△16,116
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△16,407	△79	△8	0	△16,495	378	△3,306
平成18年9月30日 残高 (百万円)	49,989	△79	32,507	—	82,417	44,936	721,593

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キャ ッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間（当期）純利益		49,017	53,793	107,148
減価償却費		4,348	4,470	8,745
減損損失		105	24	105
連結調整勘定償却額		117	—	234
のれん償却額		—	117	—
持分法による投資損益（△）		△200	△282	△548
貸倒引当金の増加額		△13,596	△4,927	△12,618
退職給付引当金の増加額		9	△33	14
資金運用収益		△84,787	△87,569	△173,324
資金調達費用		3,374	6,018	6,865
有価証券関係損益（△）		2,221	△9,753	7,098
為替差損益（△）		△1,956	△229	△3,404
動産不動産処分損益（△）		122	—	398
固定資産処分損益（△）		—	352	—
特定取引資産の純増（△）減		22,545	△40,914	22,538
特定取引負債の純増減（△）		△4	△2,227	2,958
貸出金の純増（△）減		△60,478	△8,302	△335,244
預金の純増減（△）		△191,900	△136,165	151,301
譲渡性預金の純増減（△）		74,214	33,958	1,800
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）		△29	△996	△1,079
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減		4,296	△10,906	△26,858
コールローン等の純増（△）減		△50,534	29,175	△39,958
コールマネー等の純増減（△）		△167,813	20,743	△167,892
外国為替（資産）の純増（△）減		761	1,266	937
外国為替（負債）の純増減（△）		0	89	39
資金運用による収入		88,567	84,932	175,141
資金調達による支出		△3,246	△4,677	△7,448
その他		66,342	86,487	△27,959
小計		△258,504	14,442	△311,010
法人税等の支払額		△11,774	△15,412	△18,579
営業活動によるキャッシュ・フロー		△270,279	△969	△329,590
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△631,957	△346,908	△1,140,998
有価証券の売却による収入		293,351	204,784	504,857
有価証券の償還による収入		524,120	242,052	694,997
動産不動産の取得による支出		△1,012	—	△4,864
有形固定資産の取得による支出		—	△3,252	—
無形固定資産の取得による支出		—	△3,466	—
動産不動産の売却による収入		1,076	—	1,684
その他		—	△131	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		185,577	93,078	55,675
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出		—	—	△15,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		△20,000	△25,000	△21,000
株式の発行による収入		163	253	632
少数株主からの払込みによる収入		—	—	40,000
配当金支払額		△11,994	△12,643	△11,994
少数株主への配当金支払額		△5	△399	△5
自己株式の取得による支出		△3,691	△6,098	△6,189
自己株式の売却による収入		5	5	8
財務活動によるキャッシュ・フロー		△35,521	△43,882	△13,547
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△18	△5	△34
V 現金及び現金同等物の増加額		△120,241	48,221	△287,497
VI 現金及び現金同等物の期首残高		543,900	256,402	543,900
VII 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	※ 1	423,658	304,623	256,402

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 なお、Yokohama Finance Cayman Limitedは、清算により当中間連結会計期間より除外しております。 (2) 非連結子会社 5社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Yokohama Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 5社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 8社 (2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 9社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 9社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法を採用しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きキャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 118,272 百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きキャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 88,499 百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 85,297 百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理
	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(8) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同左	(8) リース取引の処理方法 同左
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 ① 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 ① 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 ① 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 733百万円、繰延ヘッジ利益は 548百万円であります。 ② 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記①、②以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 178百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 33百万円（同前）であります。 ② 為替変動リスク・ヘッジ 同左 同左	また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 421百万円、繰延ヘッジ利益は 106百万円であります。 ② 為替変動リスク・ヘッジ 同左 同左
	(10)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(10)消費税等の会計処理 同左	(10)消費税等の会計処理 同左
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年 8月 9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日）を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は 105百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5号平成17年12月 9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8号平成17年12月 9日）を当中間連結会計期間から適用しております。 当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 676,736百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年 8月 9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は 105百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。 (中間連結貸借対照表関係) (1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。 (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。 (中間連結損益計算書関係) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。 (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。 (2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。 また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																								
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 1,725百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,549百万円、延滞債権額は 160,635百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 10,466百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 44,417百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、220,068百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,148百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>348,607百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>218,326百万円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr><tr><td>預金</td><td>44,066百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 127,537百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 7,424百万円であります。	有価証券	348,607百万円	貸出金	218,326百万円	担保資産に対応する債務		預金	44,066百万円	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,361百万円及び出資金 1,202百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,198百万円、延滞債権額は 155,235百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,206百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 44,597百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、209,237百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、75,413百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>440,157百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>127,576百万円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr><tr><td>預金</td><td>26,637百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 128,091百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,372百万円であります。	有価証券	440,157百万円	貸出金	127,576百万円	担保資産に対応する債務		預金	26,637百万円	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,157百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,625百万円、延滞債権額は 158,544百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4,377百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 44,809百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 211,357百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,429百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>467,356百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>353,958百万円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr><tr><td>預金</td><td>43,312百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,436百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 7,071百万円であります。	有価証券	467,356百万円	貸出金	353,958百万円	担保資産に対応する債務		預金	43,312百万円
有価証券	348,607百万円																									
貸出金	218,326百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	44,066百万円																									
有価証券	440,157百万円																									
貸出金	127,576百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	26,637百万円																									
有価証券	467,356百万円																									
貸出金	353,958百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	43,312百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,607,983百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,091,599百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は744百万円、繰延ヘッジ利益の総額は589百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,721百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 103,015百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,131百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 29,000百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債であります。	※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,794,970百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,238,811百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円 ※11. 有形固定資産の減価償却累計額 103,805百万円 ※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,000百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債であります。	※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,788,740百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,254,159百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は431百万円、繰延ヘッジ利益の総額は129百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 103,406百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,000百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※2. その他経常費用には、貸出金償却 14,180百万円を含んでおります。 ※3. 神奈川県内の遊休資産1物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。	※1. その他経常収益には、株式等売却益 7,630百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金償却 11,657百万円及び貸倒引当金繰入額 3,848百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸出金償却 20,394百万円及び株式等償却 825百万円 を含んでおります。 ※3. 神奈川県内の遊休資産1物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,405,303	508	—	1,405,811	(注) 1
合計	1,405,303	508	—	1,405,811	
自己株式					
普通株式	522	6,670	5	7,186	(注) 2
合計	522	6,670	5	7,186	

(注) 1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 当中間連結会計期間中の変動事由は、自己株式取得のための市場買付並びに単元未満株式の買取請求及び買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,643	9	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	4,895	利益剰余金	3.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成17年9月30日現在 現金預け金勘定 441,945百万円 日本銀行以外への 預け金 △18,287百万円 現金及び現金同等 物 423,658百万円	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 364,972百万円 日本銀行以外への 預け金 △60,348百万円 現金及び現金同等 物 304,623百万円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 305,844百万円 日本銀行以外への 預け金 △49,442百万円 現金及び現金同等 物 256,402百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 288百万円 その他 76百万円 合計 364百万円 減価償却累計額相当額 動産 160百万円 その他 46百万円 合計 206百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 128百万円 その他 29百万円 合計 158百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 54百万円 1年超 104百万円 合計 158百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 40百万円 減価償却費相当額 35百万円 支払利息相当額 4百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 233百万円 その他 45百万円 合計 278百万円 減価償却累計額相当額 動産 134百万円 その他 26百万円 合計 160百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 98百万円 その他 18百万円 合計 117百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 45百万円 1年超 72百万円 合計 118百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 29百万円 減価償却費相当額 25百万円 支払利息相当額 3百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 同左	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 296百万円 その他 76百万円 合計 372百万円 減価償却累計額相当額 動産 184百万円 その他 52百万円 合計 237百万円 年度末残高相当額 動産 111百万円 その他 23百万円 合計 135百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 47百万円 1年超 88百万円 合計 135百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 74百万円 減価償却費相当額 65百万円 支払利息相当額 8百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 同左
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 13百万円 1年超 29百万円 合計 42百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 20百万円 1年超 41百万円 合計 61百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 21百万円 1年超 48百万円 合計 69百万円

(有価証券関係)

※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	15,968	16,014	45	53	7
地方債	17,908	17,900	△7	21	29
社債	16,398	16,326	△72	1	73
合計	50,275	50,241	△34	76	110

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	144,119	208,433	64,314	70,954	6,639
債券	688,780	687,827	△953	974	1,927
国債	446,631	445,813	△817	561	1,379
地方債	79,910	79,919	9	182	173
社債	162,239	162,093	△145	230	375
その他	263,497	263,039	△457	719	1,177
合計	1,096,396	1,159,299	62,902	72,647	9,745

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、7百万円（うち、株式 7百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成17年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	116,200
その他有価証券	
事業債	111,781
信託受益権	36,718
非上場株式	15,669

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	17,933	17,779	△154
地方債	24,873	24,391	△481
社債	13,634	13,453	△181
合計	56,441	55,624	△817

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	150,518	241,939	91,420
債券	671,927	666,648	△5,278
国債	519,294	515,102	△4,192
地方債	46,744	46,463	△280
社債	105,887	105,082	△805
その他	321,341	319,368	△1,972
合計	1,143,787	1,227,956	84,169

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、271百万円（うち、株式 271百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	91,814
その他有価証券	
事業債	150,075
信託受益権	51,302
非上場株式	14,009

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	17,936	17,724	△212	20	233
地方債	24,869	24,319	△550	8	558
社債	17,132	16,785	△346	0	346
合計	59,939	58,829	△1,109	28	1,138

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	152,065	275,422	123,357	127,327	3,969
債券	701,700	693,099	△8,600	186	8,787
国債	527,628	520,437	△7,190	56	7,247
地方債	54,658	54,257	△400	50	451
社債	119,413	118,404	△1,008	79	1,088
その他	321,866	318,832	△3,033	1,487	4,521
合計	1,175,631	1,287,355	111,723	129,002	17,278

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、11百万円（うち、株式 11百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	104,639
その他有価証券	
事業債	135,939
信託受益権	51,893
非上場株式	15,688

(金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)
該当事項はありません。
- II 当中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)
該当事項はありません。
- III 前連結会計年度末(平成18年3月31日現在)
該当事項はありません。

[次へ](#)

（その他有価証券評価差額金）

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成17年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	62,922
その他有価証券	62,922
（△）繰延税金負債	25,566
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	37,355
（△）少数株主持分相当額	82
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	163
その他有価証券評価差額金	37,436

（注） 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成18年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	84,168
その他有価証券	84,168
（△）繰延税金負債	34,200
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	49,968
（△）少数株主持分相当額	151
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	172
その他有価証券評価差額金	49,989

（注） 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金（平成18年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	111,724
その他有価証券	111,724
（△）繰延税金負債	45,397
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	66,327
（△）少数株主持分相当額	177
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	246
その他有価証券評価差額金	66,396

（注） 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	14,971	8	8
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	3,456,680	3,403	3,915
	金利オプション	—	—	—
	その他	120,048	△499	1,430
	合計	—	2,912	5,353

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	339,065	494	494
	為替予約	38,346	△74	△74
	通貨オプション	37,182	34	75
	その他	—	—	—
	合計	—	454	495

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

4. 債券関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	4,128	△1	△1
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	50,000	△548	51
	その他	—	—	—
	合計	—	△550	49

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	4,966	0	0
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	4,637,501	3,310	3,625
	金利オプション	—	—	—
	その他	115,622	△571	1,561
	合計	—	2,739	5,186

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	316,518	777	777
	為替予約	120,304	13	13
	通貨オプション	48,259	28	153
	その他	—	—	—
	合計	—	819	944

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	2,408	△7	△7
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△7	△7

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	2,489	1	1
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	3,940,898	3,966	4,478
	金利オプション	—	—	—
	その他	121,883	△1,012	1,191
	合計	—	2,955	5,671

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

3. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	383,895	820	820
	為替予約	86,999	△16	△16
	通貨オプション	40,333	△0	110
	その他	—	—	—
	合計	—	803	915

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	16,677	△10	△10
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△10	△10

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び経常利益の合計額に占める「銀行業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	442.05	483.80	484.27
1株当たり中間(当期)純利益	円	20.65	22.34	43.18
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	円	20.63	22.29	43.08

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	29,139	31,333	60,852
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	48
利益処分による役員賞与金	百万円	—	—	48
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	29,139	31,333	60,804
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	1,410,576	1,401,972	1,408,079
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	1,747	3,746	3,149
新株予約権	千株	1,028	2,865	2,205
新株引受権	千株	718	880	944
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左	同左

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	—	721,593	—
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	44,936	—
少数株主持分	—	44,936	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	—	676,657	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(千株)	—	1,398,624	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額（百万円）	構成比 （％）	金額（百万円）	構成比 （％）	金額（百万円）	構成比 （％）
（資産の部）							
現金預け金		441,876	4.31	364,971	3.47	305,842	2.90
コールローン		70,464	0.69	—	—	—	—
買入手形		30,000	0.29	—	—	19,900	0.19
買入金銭債権		237,114	2.31	295,390	2.81	304,277	2.89
特定取引資産		28,380	0.28	69,301	0.66	28,386	0.27
有価証券	※1,7	1,263,018	12.30	1,307,060	12.45	1,362,042	12.93
貸出金	※2,3,4, 5,6,7,8	7,850,550	76.48	8,133,184	77.47	8,124,729	77.11
外国為替	※6	5,500	0.05	4,058	0.04	5,324	0.05
その他資産	※7,9	94,279	0.92	105,224	1.00	171,488	1.63
動産不動産	※7,10, 11,14	141,934	1.38	—	—	142,401	1.35
有形固定資産	※10,11, 14	—	—	135,873	1.29	—	—
無形固定資産		—	—	12,545	0.12	—	—
繰延税金資産		25,996	0.25	1,725	0.02	—	—
支払承諾見返		130,317	1.27	119,386	1.14	126,502	1.20
貸倒引当金		△53,923	△0.53	△49,740	△0.47	△54,686	△0.52
資産の部合計		10,265,509	100.00	10,498,980	100.00	10,536,209	100.00

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	9,092,126	88.57	9,300,356	88.58	9,435,603	89.55
譲渡性預金		114,075	1.11	75,619	0.72	41,661	0.40
コールマネー		373	0.00	21,037	0.20	293	0.00
特定取引負債		2,160	0.02	2,896	0.03	5,124	0.05
借入金	※12	34,409	0.34	57,363	0.54	58,359	0.55
外国為替		60	0.00	188	0.00	99	0.00
社債	※13	65,000	0.63	40,000	0.38	65,000	0.62
その他負債		182,123	1.78	182,517	1.74	92,807	0.88
繰延税金負債		—	—	—	—	7,478	0.07
再評価に係る繰延税金負債	※14	22,736	0.22	22,730	0.22	22,736	0.22
支払承諾		130,317	1.27	119,386	1.14	126,502	1.20
負債の部合計		9,643,383	93.94	9,822,095	93.55	9,855,664	93.54
(資本の部)							
資本金		214,944	2.10	—	—	215,179	2.04
資本剰余金		176,563	1.72	—	—	176,798	1.68
資本準備金		176,560		—		176,795	
その他資本剰余金		3		—		3	
利益剰余金		162,088	1.58	—	—	190,492	1.81
利益準備金		38,383		—		38,383	
任意積立金		91,691		—		91,691	
中間(当期)未処分利益		32,013		—		60,417	
土地再評価差額金	※14	31,993	0.31	—	—	32,516	0.31
その他有価証券評価差額金		37,217	0.36	—	—	66,030	0.63
自己株式		△680	△0.01	—	—	△471	△0.01
資本の部合計		622,126	6.06	—	—	680,544	6.46
負債及び資本の部合計		10,265,509	100.00	—	—	10,536,209	100.00
(純資産の部)							
資本金		—	—	215,305	2.05	—	—
資本剰余金		—	—	176,925	1.69	—	—
資本準備金		—		176,921		—	
その他資本剰余金		—		3		—	
利益剰余金		—	—	209,102	1.99	—	—
利益準備金		—		38,383		—	
その他利益剰余金		—		170,719		—	
固定資産圧縮積立金		—		1,001		—	
別途積立金		—		118,234		—	
繰越利益剰余金		—		51,483		—	
自己株式		—	—	△6,564	△0.06	—	—
株主資本合計		—	—	594,769	5.67	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	49,688	0.47	—	—
繰延ヘッジ損益		—	—	△79	△0.00	—	—
土地再評価差額金	※14	—	—	32,507	0.31	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	82,116	0.78	—	—
純資産の部合計		—	—	676,885	6.45	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	10,498,980	100.00	—	—

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益	※ 1	113,978	100.00	122,938	100.00	240,192	100.00
資金運用収益		84,688		87,532		173,130	
(うち貸出金利息)		(76,057)		(77,118)		(150,897)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,758)		(6,614)		(15,981)	
役務取引等収益		22,223		22,404		48,447	
特定取引収益		171		407		385	
その他業務収益		5,070		3,885		13,742	
その他経常収益		1,825		8,707		4,485	
経常費用	※ 2	69,018	60.55	72,548	59.01	139,025	57.88
資金調達費用		3,374		6,626		6,875	
(うち預金利息)		(1,865)		(4,184)		(4,222)	
役務取引等費用		4,229		5,120		11,128	
特定取引費用		—		39		—	
その他業務費用		3,190		239		8,924	
営業経費		43,857		45,476		89,068	
その他経常費用		14,365		15,045		23,028	
経常利益	※ 4	44,960	39.45	50,390	40.99	101,166	42.12
特別利益		2,931	2.57	1,801	1.47	3,795	1.58
特別損失		228	0.20	377	0.31	557	0.23
税引前中間（当期）純利益		47,663	41.82	51,814	42.15	104,404	43.47
法人税、住民税及び事業税		10,225	8.97	18,492	15.04	21,578	8.98
法人税等調整額		8,814	7.74	2,028	1.65	22,570	9.40
中間（当期）純利益		28,623	25.11	31,294	25.46	60,255	25.09
前期繰越利益		29,155		—		29,155	
土地再評価差額金取崩額		54		—		△467	
自己株式消却額		25,820		—		28,525	
中間（当期）未処分利益		32,013		—		60,417	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	215,179	176,795	3	176,798	38,383	1,457	90,234	60,417	190,492	△471	581,998
中間会計期間中の変動額											
新株の発行	126	126		126							253
剰余金の配当（注）								△12,643	△12,643		△12,643
役員賞与（注）								△48	△48		△48
利益準備金の積立（注）					0			△0	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩（注）						△455		455	－		－
別途積立金の積立（注）							28,000	△28,000	－		－
中間純利益								31,294	31,294		31,294
自己株式の取得										△6,098	△6,098
自己株式の処分			△0	△0						5	5
土地再評価差額金の取崩								8	8		8
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	126	126	△0	126	0	△455	28,000	△8,934	18,610	△6,092	12,770
平成18年9月30日 残高 (百万円)	215,305	176,921	3	176,925	38,383	1,001	118,234	51,483	209,102	△6,564	594,769

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 （百万円）	66,030	－	32,516	98,546	680,544
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					253
剰余金の配当（注）					△12,643
役員賞与（注）					△48
利益準備金の積立（注）					－
固定資産圧縮積立金の取崩（注）					－
別途積立金の積立（注）					－
中間純利益					31,294
自己株式の取得					△6,098
自己株式の処分					5
土地再評価差額金の取崩					8
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△16,341	△79	△8	△16,429	△16,429
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△16,341	△79	△8	△16,429	△3,659
平成18年9月30日 残高 （百万円）	49,688	△79	32,507	82,116	676,885

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 特定取引資産・ 負債の評価基準及 び収益・費用の計 上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場 における相場その他の指標に係る短 期的な変動、市場間の格差等を利用 して利益を得る等の目的（以下「特 定取引目的」）の取引については、 取引の約定時点を基準とし、中間貸 借対照表上「特定取引資産」及び 「特定取引負債」に計上するととも に、当該取引からの損益を中間損益 計算書上「特定取引収益」及び「特 定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の 評価は、有価証券及び金銭債権等 については中間決算日の時価により、 スワップ・先物・オプション取引等 の派生商品については中間決算日 において決済したものとみなした額 により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引 費用の損益計上は、当中間会計期 間の受払利息等に、有価証券、金 銭債権等については前事業年度末 と当中間会計期間末における評価 損益の増減額を、派生商品につい ては前事業年度末と当中間会計期 間末におけるみなし決済からの損 益相当額の増減額を加えておりま す。	同左	金利、通貨の価格、有価証券市場 における相場その他の指標に係る短 期的な変動、市場間の格差等を利用 して利益を得る等の目的（以下「特 定取引目的」）の取引については、 取引の約定時点を基準とし、貸借 対照表上「特定取引資産」及び「特 定取引負債」に計上するとともに、 当該取引からの損益を損益計算書上 「特定取引収益」及び「特定取引費 用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の 評価は、有価証券及び金銭債権等 については決算日の時価により、ス ワップ・先物・オプション取引等の 派生商品については決算日において 決済したものとみなした額により行 っております。 また、特定取引収益及び特定取引 費用の損益計上は、当事業年度中 の受払利息等に、有価証券、金銭 債権等については前事業年度末と 当事業年度末における評価損益の 増減額を、派生商品については前 事業年度末と当事業年度末におけ るみなし決済からの損益相当額の 増減額を加えております。
2. 有価証券の評価 基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法による 償却原価法（定額法）、子会社株式 及び関連会社株式については移動平 均法による原価法、その他有価証券 のうち時価のあるものについては、 中間決算日の市場価格等に基づく時 価法（売却原価は移動平均法により 算定）、時価のないものについて は、移動平均法による原価法又は償 却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部資本直入法により 処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法による 償却原価法（定額法）、子会社株式 及び関連会社株式については移動平 均法による原価法、その他有価証券 のうち時価のあるものについては、 中間決算日の市場価格等に基づく時 価法（売却原価は移動平均法により 算定）、時価のないものについて は、移動平均法による原価法又は償 却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部純資産直入法によ り処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法による 償却原価法（定額法）、子会社株式 及び関連会社株式については移動平 均法による原価法、その他有価証券 のうち時価のあるものについては、 決算日の市場価格等に基づく時価法 （売却原価は移動平均法により算 定）、時価のないものについては、 移動平均法による原価法又は償却原 価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部資本直入法により 処理しております。
3. デリバティブ取 引の評価基準及び 評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的 の取引を除く）の評価は、時価法に より行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価 償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（た だし、平成10年4月1日以後に取得 した建物（建物附属設備を除く） については定額法）を採用し、年 間減価償却費見積額を期間により 按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおり であります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアにつ いては、行内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償 却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（た だし、平成10年4月1日以後に取得 した建物（建物附属設備を除く） については定額法）を採用し、年 間減価償却費見積額を期間により 按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおり であります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定 額法により償却しております。な お、自社利用のソフトウェアにつ いては、行内における利用可能期 間（主として5年）に基づいて償 却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（た だし、平成10年4月1日以後に取得 した建物（建物附属設備を除く） については定額法）を採用して おります。 なお、主な耐用年数は次のとお りであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアにつ いては、行内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償 却しております。
5. 繰延資産の処理 方法	新株発行費は、支出時に全額費用 として処理しております。	株式交付費は、支出時に全額費用 として処理しております。	新株発行費は、支出時に全額費用 として処理しております。
6. 引当金の計上基 準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている 償却・引当基準に則り、次のとお り計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている 償却・引当基準に則り、次のとお り計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている 償却・引当基準に則り、次のとお り計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きキャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は107,520百万円であります。	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法による引当を行っており、経営改善計画等の期間内にある債務者については、引き続きキャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は78,664百万円であります。	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は75,465百万円であります。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は733百万円、繰延ヘッジ利益は548百万円であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は178百万円（税効果控除前）、繰延ヘッジ利益は33百万円（同前）であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左 同左	また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は421百万円、繰延ヘッジ利益は106百万円であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左 同左
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は105百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。 —————	————— (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 676,965百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は105百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。 —————

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
—————	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。 (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
※ 1. 子会社の株式総額 282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,549百万円、延滞債権額は168,019百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,348百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,413百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は223,330百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,148百万円であります。 ※ 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 348,607百万円 貸出金 218,326百万円 担保資産に対応する債務 預金 44,066百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券127,537百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は7,418百万円であります。	※ 1. 関係会社の株式及び出資額総額 5,758百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,198百万円、延滞債権額は157,865百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,206百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,932百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は211,202百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、75,413百万円であります。 ※ 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 440,157百万円 貸出金 127,576百万円 担保資産に対応する債務 預金 26,637百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券128,091百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は6,370百万円であります。	※ 1. 子会社の株式総額 1,282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,427百万円、延滞債権額は162,124百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,377百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,001百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は213,931百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,429百万円であります。 ※ 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 467,356百万円 貸出金 353,958百万円 担保資産に対応する債務 預金 43,312百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券121,436百万円を差し入れております。

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,612,053百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,095,669百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は744百万円、繰延ヘッジ利益の総額は589百万円であります。 ※10. 動産不動産の減価償却累計額 101,706百万円 ※11. 動産不動産の圧縮記帳額 113,131百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,721百万円	※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,800,245百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,244,086百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ————— ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 102,486百万円 ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円	※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,793,320百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,258,739百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は431百万円、繰延ヘッジ利益の総額は129百万円あります。 ※10. 動産不動産の減価償却累計額 42,335百万円 ※11. 動産不動産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
----- ※ 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 2,385百万円 その他 1,957百万円 ※ 3. その他経常費用には、貸出金償却 12,228百万円を含んでおります。 ※ 4. 神奈川県内の遊休資産 1 物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。	※ 1. その他経常収益には、株式等売却益 7,119百万円を含んでおります。 ※ 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 2,491百万円 その他 1,945百万円 ※ 3. その他経常費用には、貸出金償却9,636百万円及び貸倒引当金繰入額3,084百万円を含んでおります。 -----	----- ※ 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 4,872百万円 その他 3,860百万円 ※ 3. その他経常費用には、貸出金償却 16,873百万円及び貸倒引当金繰入額1,869百万円を含んでおります。 ※ 4. 神奈川県内の遊休資産 1 物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	522	6,670	5	7,186	(注)
合計	522	6,670	5	7,186	

(注) 当中間会計期間中の変動事由は、自己株式取得のための市場買付並びに単元未満株式の買取請求及び買増請求によるものであります。

2. 前事業年度における「動産不動産圧縮積立金」は、「固定資産圧縮積立金」として表示しております。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 動産 取得価額相当額 42百万円 減価償却累計額相当額 10百万円 中間会計期間末残高相当額 31百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 19百万円 合計 25百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 動産 取得価額相当額 34百万円 減価償却累計額相当額 10百万円 中間会計期間末残高相当額 24百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 14百万円 合計 19百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 同左	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 動産 取得価額相当額 42百万円 減価償却累計額相当額 14百万円 期末残高相当額 27百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 16百万円 合計 22百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 5百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 同左
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 13百万円 1年超 29百万円 合計 42百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 20百万円 1年超 41百万円 合計 61百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 21百万円 1年超 48百万円 合計 69百万円

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 - I 前中間会計期間末（平成17年9月30日現在）
該当事項はありません。
 - II 当中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当事項はありません。
 - III 前事業年度末（平成18年3月31日現在）
該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成18年11月20日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

①中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・4,895百万円

②1株当たりの金額・・・・・・・・・・3円50銭

③支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成18年12月8日

(注) 平成18年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第145期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日） | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書
平成18年3月29日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (3) 自己株券買付状況報告書 | 平成18年4月3日
平成18年5月10日
平成18年6月2日
平成18年7月4日
平成18年8月14日
平成18年9月1日
平成18年10月3日
平成18年11月2日
平成18年12月12日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月14日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月14日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第145期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月13日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第146期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。